

○長崎短期大学における共用設備購入に関する取扱内規

(平成28年4月1日制定)

改正 平成29年6月1日

(目的)

第1条 この内規は、本学における科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）による共用設備の共同購入に関する取扱いについて必要な手続きを定めることを目的とする。

(対象)

第2条 本学において行われる科研費で共同して利用する設備で、機器備品（1件または1組の価格が10万円以上かつ、耐用年数が1年を超えるもの）であり、その設備を共同で利用しても各課題の研究活動に支障を来さないものを対象とする。

(寄付)

第3条 この内規に基づき共同で購入した設備は本学に寄付するものとする。

(申請)

第4条 共用設備を購入する研究者（以下「共同購入者」という）の中から申請代表者を選出し、申請代表者が申請する。また、1人の研究者の2つ以上の科研費を合算して1つの設備を購入する場合は、この内規を準用する。

(要件)

第5条 複数の科研費により共用設備を購入する場合は、次の各号の要件をすべて満たすこととする。

(1) 共同研究者が全員本学に所属していること。

(2) 共同購入者は、共用施設の購入にあたり、負担額の割合、その根拠について別紙様式により明らかにすること。

2 前項第1号に該当する場合であっても、共用設備の購入時点で他の研究機関に転出が予定されている者については、共同購入者に加えることは出来ないものとする。

(手続き)

第6条 共用設備の購入にあたっては、当該共同購入者のうち科研費の研究代表者または研究分担者から主たる使用者1名を定め、主たる使用者が本内規に定める必要な手続きを行うものとする。

2 共同購入者の負担額の割合は、当該共用設備の使用割合按分より算出するものとし、別紙様式により本学事務局に提出するものとする。

(報告)

第7条 研究課題毎の実績報告書に計上する支出額については、共用設備を購入した時点の負担額を記載するものとする。

(研究者の転出)

第8条 共用設備の共同購入者が本学から転出する場合は、原則として本学において研究活動を行うその他の共同購入者が引き続き共用設備を利用する。ただし、転出する共同購入者が共同購入した共用設備の使用又は移設を希望する場合で、他の共同購入者全員が同意した場合に限り移設を認める。

(改定)

第9条 この内規の改定は、総務・会計課にて起案し学長が定める。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月1日）

この内規は、平成29年6月1日から施行する。